特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
22	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東温市は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、そのリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めている。

評価実施機関名

愛媛県東温市長

公表日

令和8年11月4日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に関する事務
②事務の概要	「東温市物価高騰支援給付金支給事業実施要綱（令和8年4月1日告示第65号）」に基づき、令和8年2月1日において、住民基本台帳法に基づき、市の住民基本台帳に記録されている者に対して給付金の支給を行うに当たり、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 (1)支給対象者の抽出及び支給要件の確認に関する事務 (2)公金受取口座の確認に関する事務
③システムの名称	宛名管理システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号利用法　第9条第1項　別表135 ・番号利用法　別表第一主務省令　第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律　第10条 ・令和8年デジタル庁告示第一号

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号利用法　第19条第1項第8号　別表135 ・番号利用法　別表第一主務省令　第74条	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部企画財政課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関
なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課　〒791-0292　愛媛県東温市見奈良530番地1　TEL 089-964-4400

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部企画財政課　〒791-0292　愛媛県東温市見奈良530番地1　TEL 089-964-4473

9. 規則第9条第2項の適用	[○]適用した
適用した理由	本給付金は経済事情の急激な変動による影響を緩和するために支給されるものであり、可能な限り迅速かつ正確に支給を行うことが期待されていることから

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない（入手） [○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	本事務では、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［　 ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策　］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	本事務は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条に基づく特定公的給付であり、本人同意がなくとも情報提供ネットワークシステムを通じて給付金の支給要件確認に必要な公金受取口座の取得が可能となっている。 情報管理部門を通じて、照会できる情報を必要最低限に限定しているため、情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明